

1 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

北本市では、昭和53年度に北本市総合振興計画を策定して以来、4次にわたって総合振興計画を策定してきました。

平成23年8月の地方自治法改正により、基本構想の策定義務は廃止されましたが、総合振興計画は、北本市が将来どのようなまちでありたいのか、また、そのためにはどのようなことに取り組んでいかなければならないのかを明らかにし、長期展望を持って総合的かつ計画的に行政運営を行っていくための指針となる重要なものと考え、平成22年4月施行の北本市自治基本条例第11条第1項の規定に基づき、北本市の最上位の計画として策定を継続するものです。

第五次北本市総合振興計画では、人口減少と少子高齢化の進行による年齢構成の変化がもたらす市政運営への影響を念頭に、まちづくりの方向性を検討しました。

今後、老年人口の増加と生産年齢人口の減少という年齢構成の変化や市民のニーズの高度化・多様化に伴い、限られた資源でより効率的に市政を運営すること、市民が実感できる成果を出すことなどが求められます。そこで、めざすまちの姿や目標を具体的に提示することにより、市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、達成状況を確認できる計画としました。また、進捗状況の評価結果を予算配分や次年度の取組に反映できる行政評価の考え方を導入し、目標管理型の計画として策定しました。「成長」から「成熟」に向けた時代のなかで、持続可能なまちづくりを進めていきます。

(2) 計画の期間と構成

本計画は、基本構想及び基本計画並びに別に定める実施計画で構成します。基本構想及び基本計画については、制度改正や社会状況の変動等により必要が生じた場合は、改訂を行うこととします。

	期間(年度)	期間(年度)												
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37			
基本構想 総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。 計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。												10年		
基本計画 基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。 計画期間は、前期基本計画は平成28年度から平成32年度までの5年間、後期基本計画は平成33年度から平成37年度までの5年間とします。												前期5年	後期5年	
実施計画 基本計画に示した施策・基本事業を実現するための主要事業について財政状況を踏まえて提示する計画です。 実施計画は、毎年度、向こう3年間の計画期間として、別途策定します。												3年	3年	3年

2 計画策定の背景

(1) 北本市の特性

ア 自然環境

本市は、埼玉県の中央部に位置し、北及び東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を挟み吉見町、川島町に接しています。東西5.8km、南北5.3km、面積19.82km²と**バランスの良いコンパクトな市域**を有し、都心から約45km圏に位置しています。

安定した地質の関東ローム層からなる大宮台地上のほぼ平坦で居住に適した地形で、JR高崎線の東西に市街地が形成され、その外側には緑豊かな田園地帯が広がっています。市域の西側には荒川が流れ、湧水や雑木林などの豊かな自然を残しています。自然に親しめる公園や**緑地**も多く、幅広い世代の**人々**に利用されています。

イ 歴史・沿革

縄文時代中期から後期にかけての生活を今に伝える「デーノタメ遺跡」、樹齢は約800年と言われ国の天然記念物に指定されている「石戸蒲ザクラ」、室町時代中頃に築城されたと考えられている「石戸城」跡等、本市には先人たちが築いてきた**歴史や文化**が多く残されています。

今日の北本の原型となるようなまち並みが形成されたのは、江戸時代の初期に現在の市の中心である北本駅東口周辺が中山道の宿場となったことが始まりです。

市域は、明治初期には14の村からなっていましたが、明治22年の町村制施行により石戸村と中丸村となりました。昭和18年に両村が合併して北本宿村となり、農村として静かな環境のもとに、昭和34年に町制施行により北本町となりました。

町制施行当時は、人口15,300人、世帯数2,849世帯でしたが、その後、日本経済の高度成長の中で、首都近郊の都市として人口流入が進み、昭和46年に現在の独立行政法人都市再生機構による北本団地の開発もあいまって、人口は33,561人、世帯数8,667世帯となり、埼玉県の33番目の市として現在の北本市が誕生しました。

ウ 交通の状況

市の中心部をJR高崎線が走り、上野駅まで45分、新宿駅まで48分で結ばれています。さらに、平成27年3月には高崎線の東京駅への乗入れが始まり、交通利便性が一層高まりました。

主要な道路については、JR高崎線と平行して国道17号が南北に通っています。また、平成27年10月には首都圏中央連絡自動車道が埼玉県内区間全線で開通し、今後の上尾バイパスの整備と併せ、さらなる発展が期待されます。

(2) 社会環境の変化

ア 人口減少と少子高齢化の進行

全国の市町村の8割以上で人口が減少しており、人口減少は全国的な傾向となっています。今後も少子高齢化と人口減少が進行するという推計結果が示されており、働

き手の減少、社会保障費の増大、経済規模の縮小、地方における雇用機会の減少や都市機能の低下等が懸念されています。

イ 安心・安全に対する意識の高まり

東日本大震災以降、より一層、安心・安全に対する意識が高くなっています。地震等の自然災害だけでなく、食の安全、防犯、消費者問題、子どもを取り巻く環境等、社会生活全般に対して安心・安全を確保する対策が求められており、地域の安心・安全を支える住民同士のつながりや共助の取組の必要性も高まっています。

ウ 高度情報化の進展

パソコン、携帯電話、スマートフォンと、情報通信技術が飛躍的に発達し、人々の生活に浸透したことにより、コミュニケーションや情報発信・取得において利便性が向上しています。一方で、人と人とのつながりの変化、犯罪形態の変化、子どもの生活や発達への影響、年齢や環境による情報量の格差など、新たな問題も生じています。

エ 環境問題の深刻化

温暖化をはじめとして、地球規模で環境問題が深刻化しており、国レベルでの対策が求められるとともに、各地域や個人でも、環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取組を進めることが求められます。

オ 経済再生に向けた国の方針

国は、現在の経済状況について、景気が緩やかに回復しているが、海外経済の動向に留意する必要があるとしています。このような中で、国では、東日本大震災からの復興とデフレからの脱却を進めて経済再生と財政健全化を実現する方針を打ち出す一方、これまでの経済政策に加え、子育て支援と社会保障の基盤強化を進めることとしています。これらの施策は、都道府県や市町村だけでなく、民間が担う部分もあり、国民の理解と参画が重要とされています。

カ 地方行政の役割の変化

地方行政は、戦後の高度成長を背景として基盤整備を中心としていた時期から、心の豊かさを求める時代となり、「人づくり」を含めたまちづくりへ、その役割が変化してきました。住民ニーズが高度化・多様化し、行政サービスへの期待はより高くなっています。また、これまで地方分権や行政改革が進められてきましたが、今後はさらに、人口減少の抑制、結婚や出産の希望の実現、地方での雇用拡大等、地方創生に向けた取組が求められています。市民の参画と市民と行政の協働により、地域性を生かしたまちづくりが必要となっています。

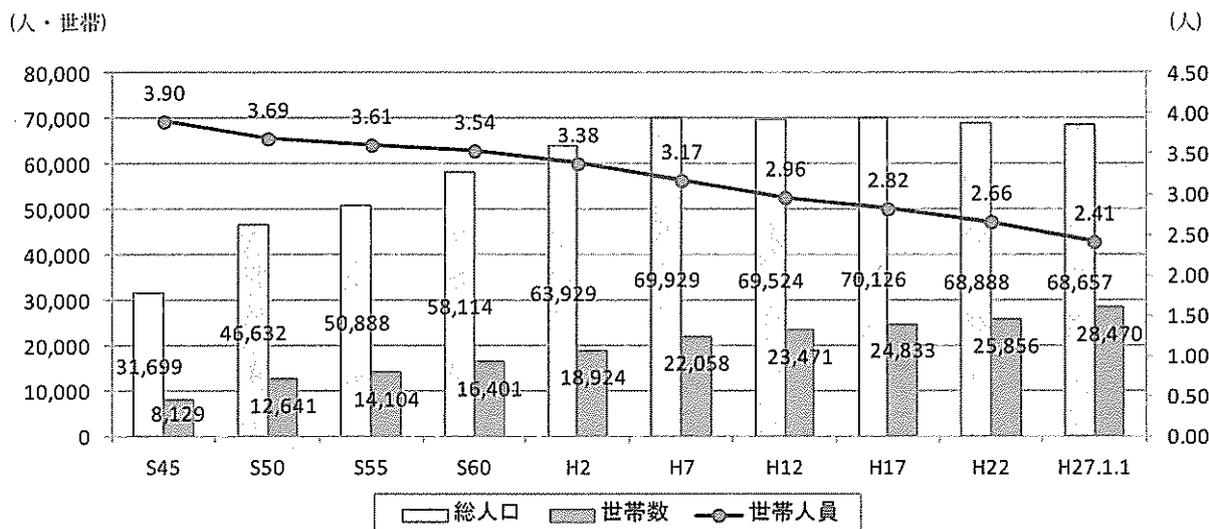
(3) 北本市の現状

ア 人口・世帯の状況

① 総人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和40年代から50年代にかけて大幅に増加し、平成7年からは横ばいの状態が続いていましたが、平成17年をピークにその後は減少を続けています。一方で、世帯数は増加が続いています。

〈人口・世帯数の推移〉

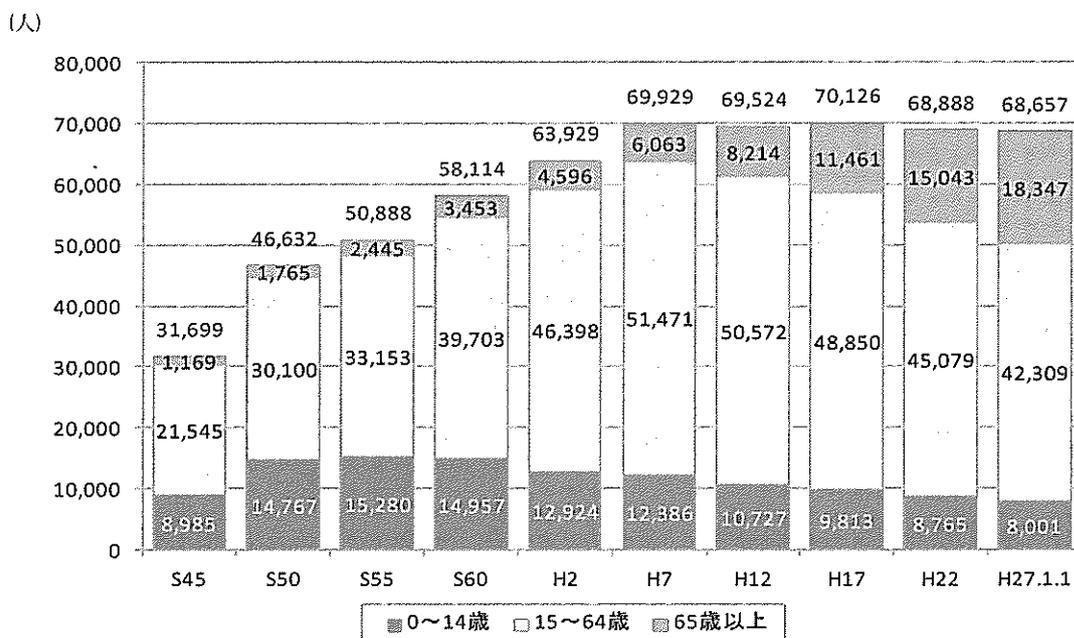


出典：総務省統計局 国勢調査（S45～H22）、住民基本台帳（H27.1.1）

② 年齢3区分別人口の推移

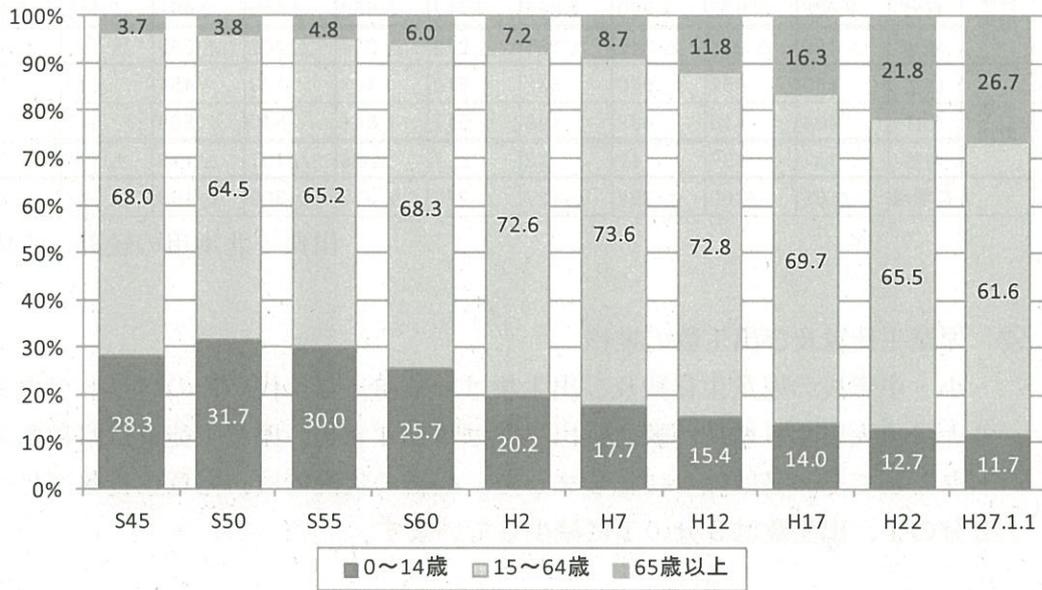
年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢の3区分別に見ると、昭和60年には年少人口の減少が始まっています。また、生産年齢人口のピークは平成7年で、老年人口は昭和45年以降、増加し続けています。平成17年以降は、生産年齢人口が大きく減少するとともに、老年人口が大きく増加しています。高齢化率は、平成22年には超高齢社会といわれる21%を超え、その後も上昇が続いています。

〈年齢3区分別人口の推移〉



出典：総務省統計局 国勢調査（S45～H22）、住民基本台帳（H27.1.1）

〈年齢3区分別人口構成比の推移〉



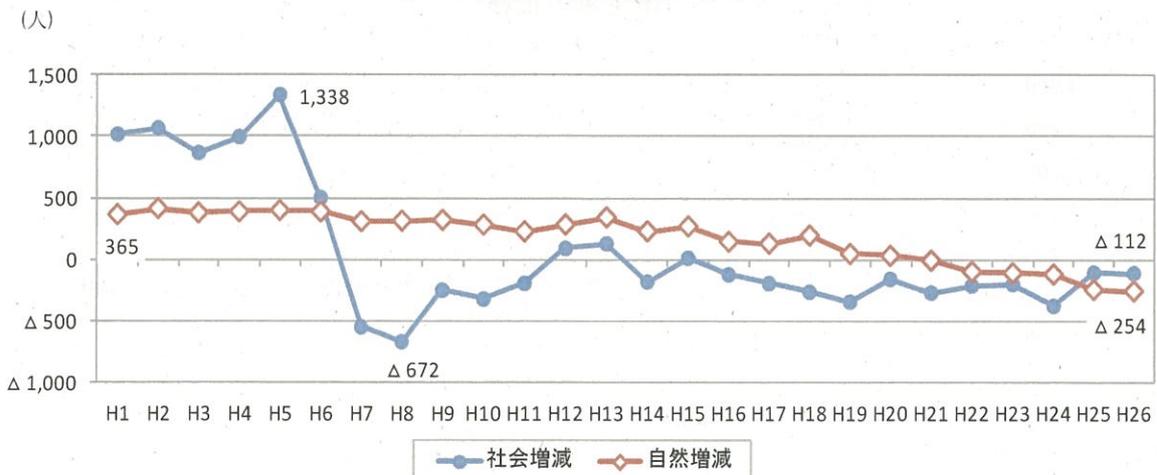
出典：総務省統計局 国勢調査（S45～H22）、住民基本台帳（H27. 1. 1）

③ 人口動態の推移

社会増減（転入－転出）は、平成5年頃までは大規模マンションの開発等による住宅供給を受けて大幅な転入超過が続いていましたが、それ以降は急激に落ち込み、転出超過傾向が続いています。特に、20歳代から30歳代までの転出超過傾向が顕著になっています。

自然増減（出生－死亡）は、少子高齢化の進行や子育て世代である若年層を中心とした転出超過傾向の影響により死亡数が出生数を超え、平成21年以降は減少が続いています。

〈社会増減・自然増減の推移〉



年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
社会 増減	転入	2,792	2,709	2,644	2,736	2,445	2,448	2,253	2,111	2,341	2,344
	転出	2,988	2,975	2,990	2,896	2,717	2,662	2,455	2,491	2,449	2,456
	増減	△ 196	△ 266	△ 346	△ 160	△ 272	△ 214	△ 202	△ 380	△ 108	△ 112
自然 増減	出生	565	607	540	532	510	443	433	451	403	414
	死亡	434	410	492	499	517	541	540	569	647	668
	増減	131	197	48	33	△ 7	△ 98	△ 107	△ 118	△ 244	△ 254
人口増減		△ 65	△ 69	△ 298	△ 127	△ 279	△ 312	△ 309	△ 498	△ 352	△ 366

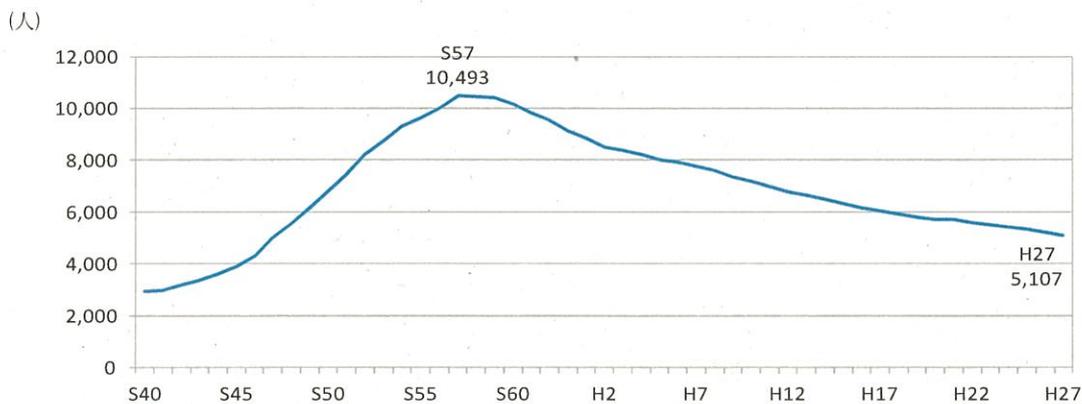
(単位:人)

出典：北本市の統計、市民課資料

④ 児童生徒数及び出生数の推移

小・中学校の児童生徒数及び出生数は、昭和40年代からのベッドタウン化による人口流入により増加が続き、出生数は昭和48年、児童生徒数は昭和57年をピークとしてその後は減少に転じました。最新の状況では、児童生徒数はピーク時の2分の1、出生数は3分の1に減少しています。

〈児童生徒数の推移〉



出典：北本市の統計、学校教育課資料（各年5月1日現在）

〈出生数の推移〉



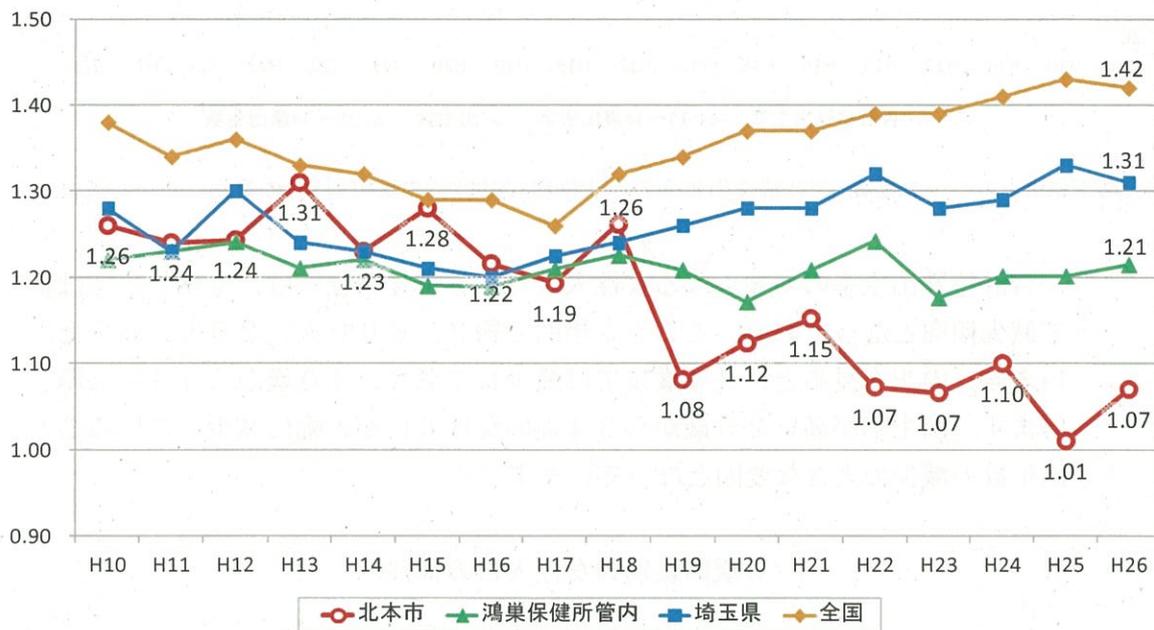
出典：北本市の統計、市民課資料（各年度4～3月）

⑤ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率*は、平成18年までは埼玉県及び鴻巣保健所管内と大きな差はなかったものの、平成19年に大きく減少して以降、全国や埼玉県は増加傾向にあるにも関わらず、本市では1.1前後で推移しています。なお、平成16年頃からの鴻巣保健所管内の各市町の動向は、鴻巣市が一時1.2を超えたものの長期的には1.1前後で維持、上尾市が1.2前後で維持してきてここ3年は微増、桶川市及び伊奈町が1.2前後での維持から平成25年以降は増加しています。

*合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別出生数／年齢別女性人口）を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。ただし、埼玉県では5歳階級で算出し、5倍した数値を合計して合計特殊出生率を算出しています。

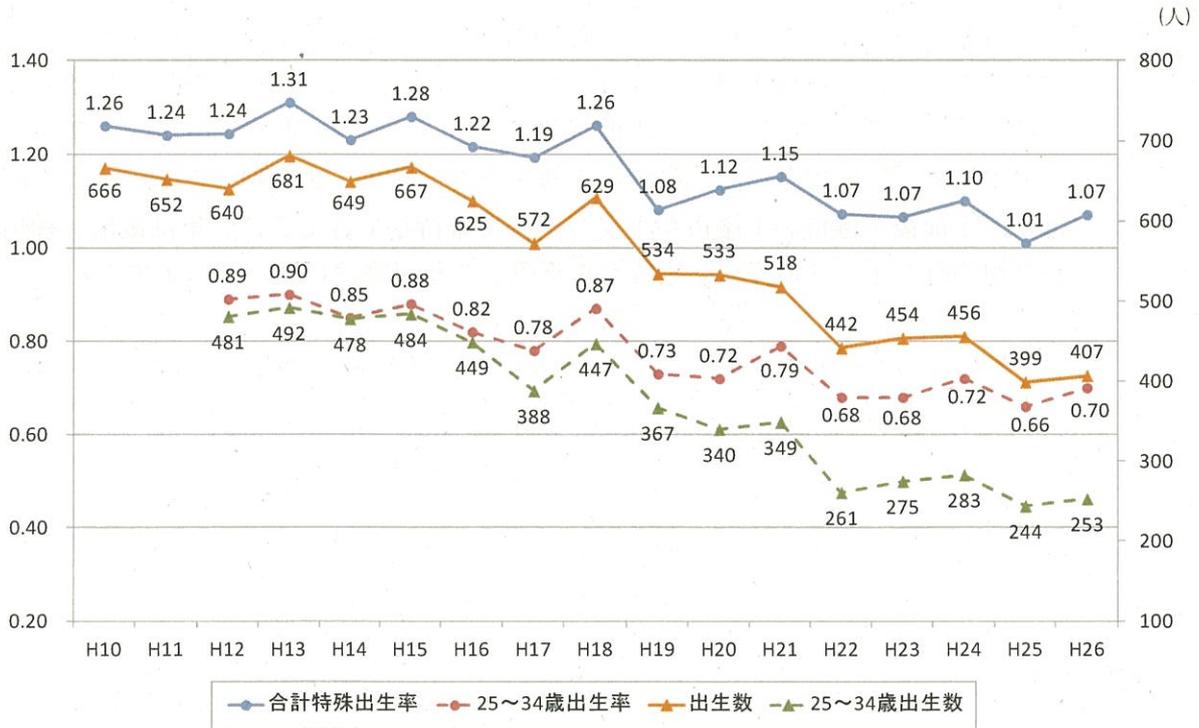
〈合計特殊出生率の推移〉



出典：埼玉県ホームページ掲載「合計特殊出生率の年次推移（保健所・市区町村別）」

年齢別の出生率及び出生数を見ると、出産する年齢はおおむね25歳から34歳くらいまでが中心となっていますが、この年齢層の出生数はここ10年間で5割近く減少しています。鴻巣保健所管内の市町と比較しても、平成19年以降、この年齢層の出生率が低くなっており、その状況は当該年齢層の転出による人口減少や婚姻率の減少の傾向と類似しています。また、20歳から24歳までの出生率・出生数の減少と反比例するように35歳から39歳までの出生率・出生数が増加傾向にあり、出産の高齢化が見られます。

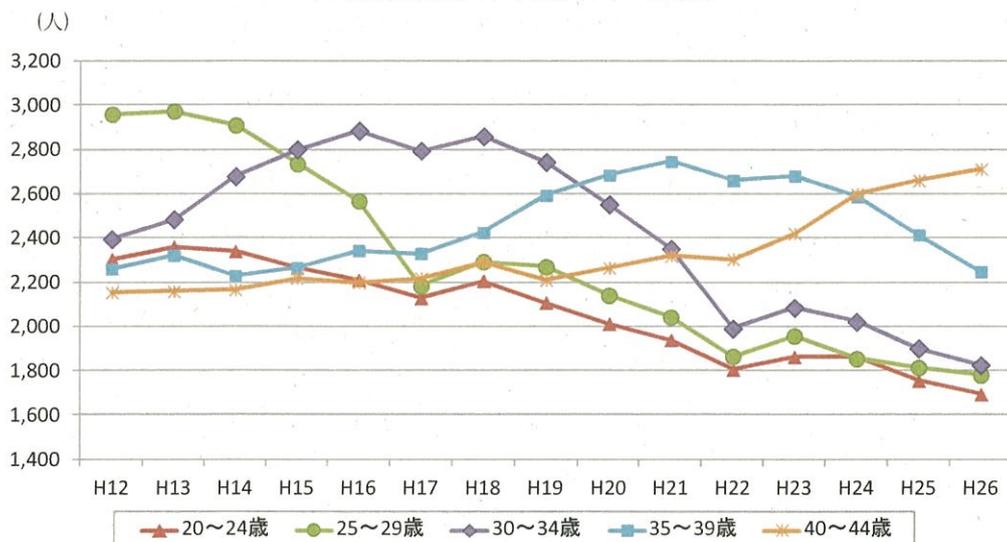
〈出生率及び出生数の推移〉



出典:埼玉県ホームページ掲載「合計特殊出生率の年次推移(保健所・市区町村別)の算出に用いた人口・出生数」

合計特殊出生率の対象となる女性人口(15～49歳)は、全体としては継続して減少傾向となっており、ここ15年間で約3,600人、20%の減少となっています。内訳を見ると、34歳までは減少しており、40歳から44歳は増加しています。出生率が高い25歳から34歳の女性人口が大幅に減少していることが、出生数の減少の大きな要因となっています。

〈5歳階級別の女性人口の推移〉



出典:埼玉県ホームページ掲載「合計特殊出生率の年次推移(保健所・市区町村別)の算出に用いた人口・出生数」

※国勢調査年(H12・17・22)は国勢調査人口(日本人人口)、それ以外は埼玉県町(丁)字別人口(総人口)を使用しています

⑥ 将来人口推計

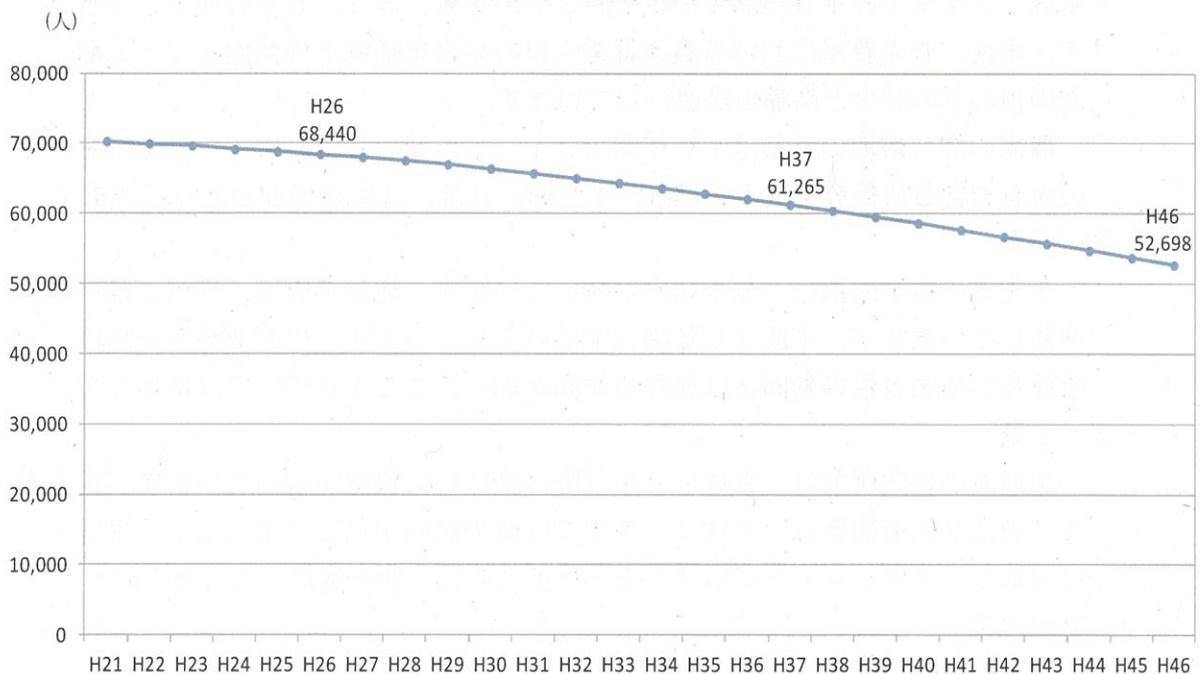
平成26年度末の住民基本台帳人口を基準として、国立社会保障・人口問題研究所が推計した平成22年から平成27年間の生残率の仮定値、平成21年度末人口と平成26年度末人口の比較により算出した移動率、平成24年から平成26年の出生率を平均した出生率を設定し、埼玉県が公表している「市町村別将来人口推計ツール」を基本的に使用して将来人口の推計を行いました。

推計結果は、平成37年度末までに総人口は約7,100人減少する見込みとなり、その内訳としては、老年人口（65歳以上）が約2,300人増加する一方、生産年齢人口（15～64歳）は約6,900人減少、年少人口（0～14歳）は約2,500人減少となっています。

結果として、高齢化率は27%から33.9%に上昇しています。老年人口の内訳を見ると、前期高齢者人口（65～74歳）は約2,500人減少し、後期高齢者人口（75歳以上）は約4,800人増加する見込みとなっています。

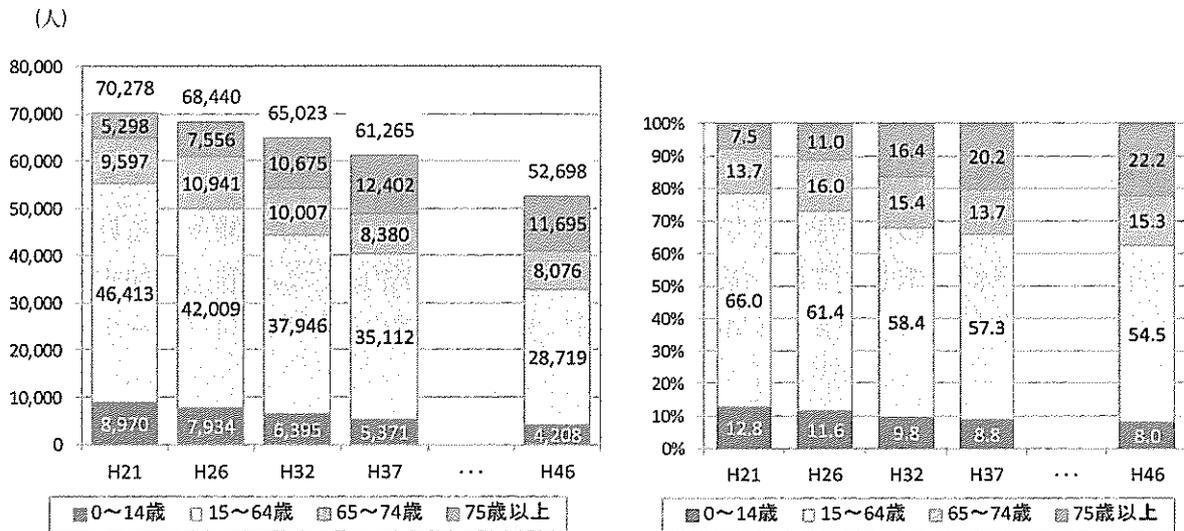
これらの人口動向から、医療や介護の需要の増大とその担い手の不足、各種産業の後継者不足と消費者の減少による市内経済の停滞、地域の活力や共助の機能の低下等が懸念されるとともに、税収の減少により各種行政サービスや公共施設の維持管理費の増大に対応する予算の確保が困難になることも懸念されます。

〈人口推計結果（各年度末総人口）〉



※平成26年度末までは住民基本台帳の実績値を反映しています

〈人口推計結果（年齢区別の人口）〉



※平成26年度末までは住民基本台帳の実績値を反映しています

イ 産業の状況

① 農業

販売農家の農家数及び農業就業人口はともに減少が続いており、平成12年から平成22年までの10年間でそれぞれ37.9%、32.5%の減少となっています。また、販売農家における農業就業人口の平均年齢は上昇傾向となっており、農業の担い手の減少と高齢化が進行しています。

農家の経営耕地の面積は10年間で21.6%減少しています。土地持ち非農家の所有を含む耕作放棄地の面積は、19ha、67.9%の増加となっています。

② 商業

小売業の事業所数は、減少傾向が続いています。従業者数は、増減を繰り返して推移していますが、平成26年調査では減少しています。年間商品販売額は、事業所数及び従業者数の動向とは異なる傾向があり、ここ10年間で増加しています。

③ 工業

製造業の事業所数は、平成22年以降は横ばいの状況が続いています。従業者数及び製造品出荷額等は、平成23年までは減少傾向が見られましたが、平成24年に増加し、平成25・26年は平成20年に近い水準を維持しています。

ウ 財政の状況

① 歳入歳出決算額の推移

普通会計の歳入歳出決算額は、平成21年度まで歳入は平均170億円強、歳出は平均165億円程度で推移してきました。平成22年度から26年度にかけては、小・中学校の耐震化及び大規模改修並びに市役所庁舎の建替えを行ったため、歳入では国庫支出金及び地方債、性質別歳出では普通建設事業費、目的別歳出では総務費及び教育費が大幅に増加し、200億円を超える予算規模となりました。

上記以外の決算額の推移としては、性質別歳出では、人件費が減少し、扶助費が増加するとともに、目的別歳出では、土木費がやや減少し、民生費が増加しています。扶助費及び民生費の増加は、国の制度改正による児童手当等の増額や生活保護費の増加が主な要因となっています。

② 市税の状況

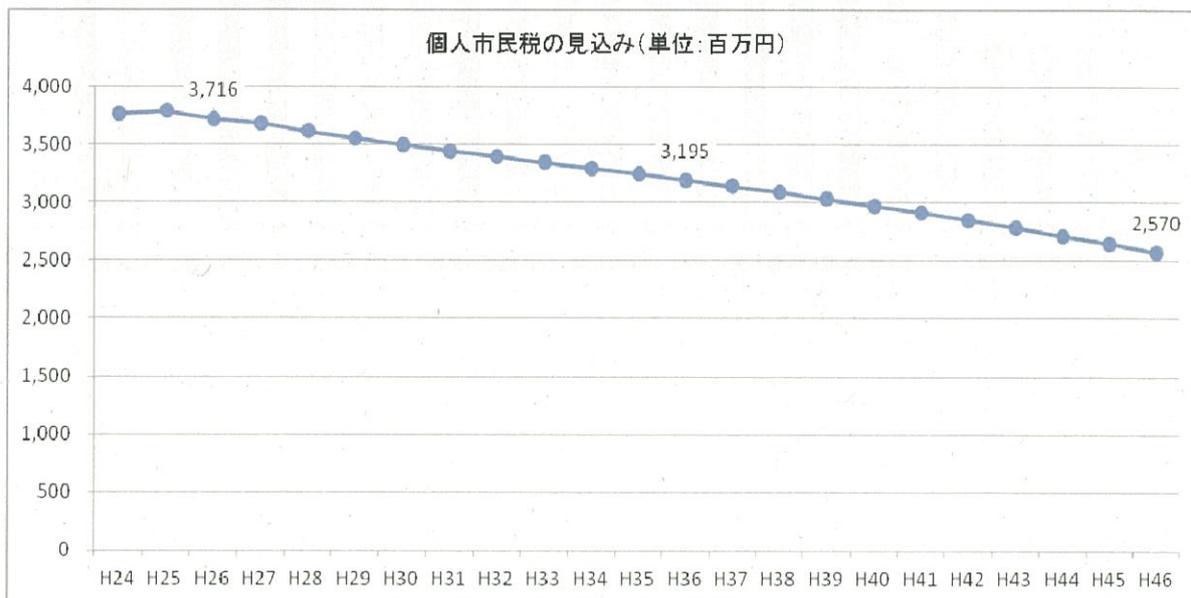
市税の決算額は、平成10年度に約98億円でしたが、徐々に減少し、平成15年度には約82億円となりました。平成19年度には国から地方への税源移譲により94億円弱に増加しましたが、その後は減少傾向となっています。なお、平成23年度は、個人市民税の減税を行ったため減少し、平成26年度は、市内企業の業績の影響により増加しています。

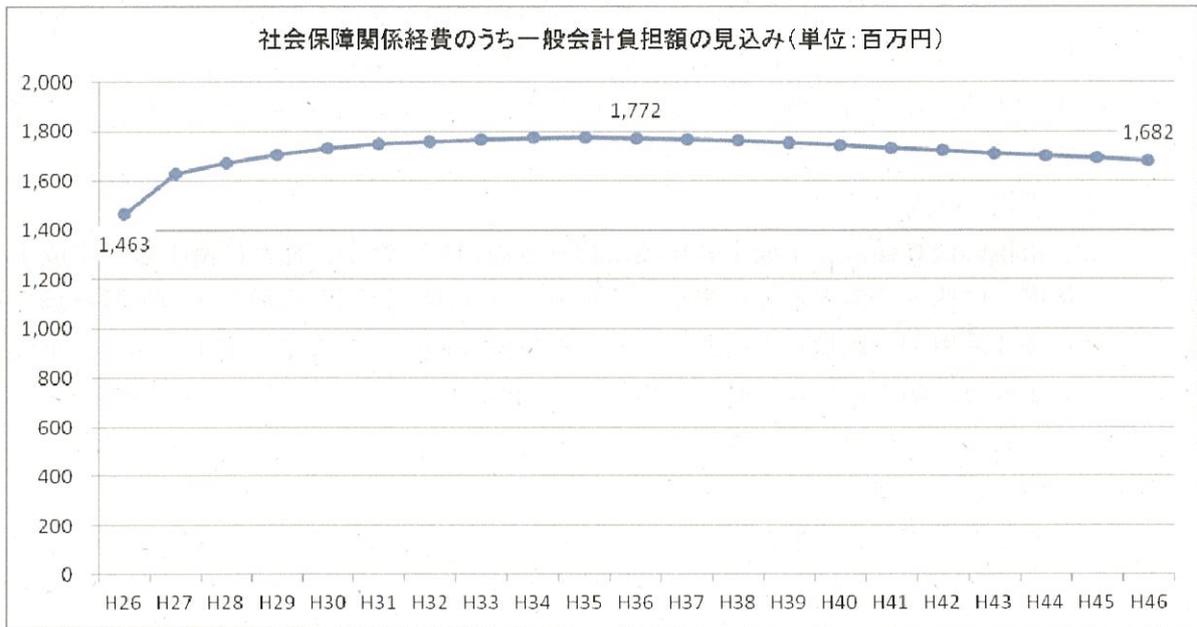
③ 地方債の状況

各年度末の地方債現在高は、平成21年度までは150億円前後で推移していましたが、小・中学校の耐震化及び大規模改修に着手した平成22年度から大きく増加し、平成26年度末で約244億円となっています。大型事業を集中的に実施したことにより、平成22年度から26年度までは償還額の2倍以上の借入れが続き、現在高が増加しています。

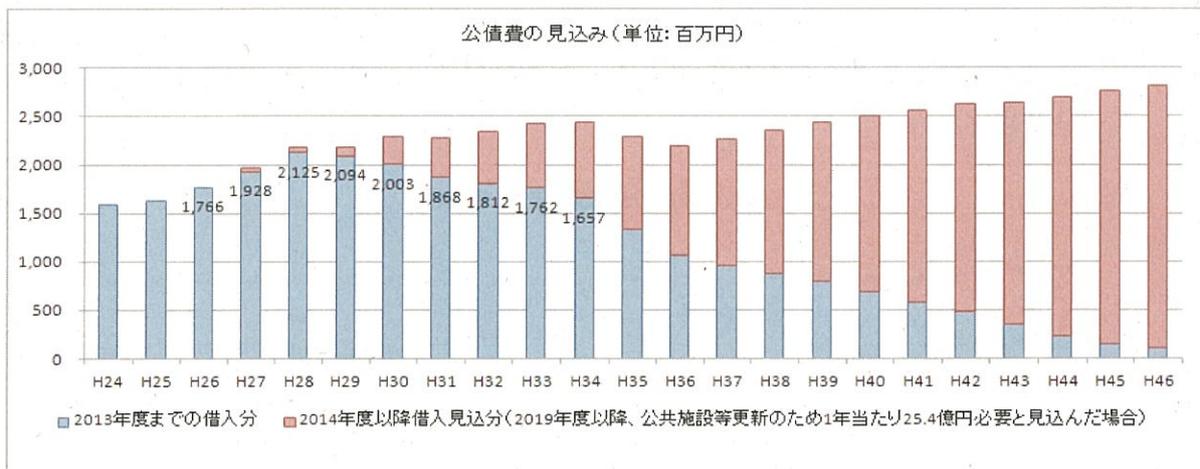
④ 今後の財政推計

個人市民税については、生産年齢人口の減少により減少することが見込まれます。一方、社会保障関係経費については、高齢者の増加により増加することが見込まれます。後期高齢者医療、国民健康保険及び介護保険の財政運営が厳しくなれば、保険料の上昇による市民負担の増大や、税収が減少する中での一般会計からの負担増が必要になります。





公債費については、今後、小・中学校の耐震化及び大規模改修並びに市庁舎の建替えに伴う地方債償還額が急増するため、現在と比較して、毎年度数億円規模の予算額の上乗せが必要となります。また、公共施設等の更新を実施した場合には、新たな償還額が発生するため、後年度にわたり公債費が高い水準で推移することが見込まれます。



第五次北本市総合振興計画基本構想

1 目的と期間

第五次北本市総合振興計画基本構想は、北本市自治基本条例の規定に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するために、まちづくりの方向性を明らかにする指針として定めるものです。

基本構想の期間は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とします。

2 基本理念と将来都市像

(1) 基本理念

北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことをめざしています。その趣旨を踏まえ、**将来の北本市のまちづくり**を行う上での基本的な考え方として、次のとおり、基本理念を定めます。

「市民との協働による持続可能なまちづくり」

(2) 将来都市像

北本市のあるべき姿として、これまでの**将来都市像**を継承し、**市民と行政とが一体となって実現していくことをめざし**、次のとおり、将来都市像を定めます。

「緑にかこまれた健康な文化都市
～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」

「**緑にかこまれた健康な文化都市**」とは、成長から成熟に向けた時代のなかで、次のようなまちの姿を表したものです。

- ◎ 市民が安心して生きがいのある生活を送っています。
- ◎ 緑と共生した環境で生活しています。
- ◎ 子どもたちが健やかに成長しています。
- ◎ 産業が創出・活性化され活力に満ちています。
- ◎ 地域の歴史と文化を生かしています。
- ◎ 持続可能な行政運営を行っています。

3 将来人口

(1) 将来人口の目標

本市では、平成17年をピークに人口減少傾向に転じています。出生数が伸び悩み、社会減も続いている近年の状況を考慮すると、今後も減少傾向が続くことが予想されます。直近の人口移動状況を反映した将来推計をもとに、基本構想の中間年度である平成32年度末人口は66,000人、最終年度である平成37年度末の人口は63,000人を目標とします。

(2) 人口の変化を捉えたまちづくり

人口減少とともに少子高齢化も進行しており、高齢者の増加と生産年齢人口及び年少人口の減少が続くことが想定されます。そのため、総人口の減少だけでなく、年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進める必要があります。また、昭和40年代から50年代までの人口増加期に集中的な人口流入があった地区では高齢化が急速に進んでいます。同時に年少人口の減少も進んでいるため、地域ごとの実態を踏まえてこれからのまちづくりに取り組む必要があります。

4 土地利用構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

ア 自然環境と生活環境の調和

自然的、歴史的、社会的特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

イ 誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、環境や人にやさしいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、都市機能の効率化を推進します。

ウ 道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道や高速埼玉中央道路及び上尾バイパス等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

エ 都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点及び北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つをにぎわい・交流の中心となる都市軸として位置付け、活力を創出します。

(2) 区分別の土地利用の方向性

ア 住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進します。

イ 農地エリア

優良農地の保全や観光農業等の推進を図り、適正な土地利用に努めます。

ウ 工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

エ 商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用などにぎわいづくりを促進します。また、南部地域の商業施設が集中している区域について、より効果的ににぎわいが高められるよう交通・交流拠点について検討します。

オ 環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境や歴史的資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

カ 複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設を近隣自治体と連携しながら誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

キ 沿道サービスゾーン

国道17号及び南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾バイパスについては、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設の誘導を図ります。

ク 土地利用誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。

ケ 公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

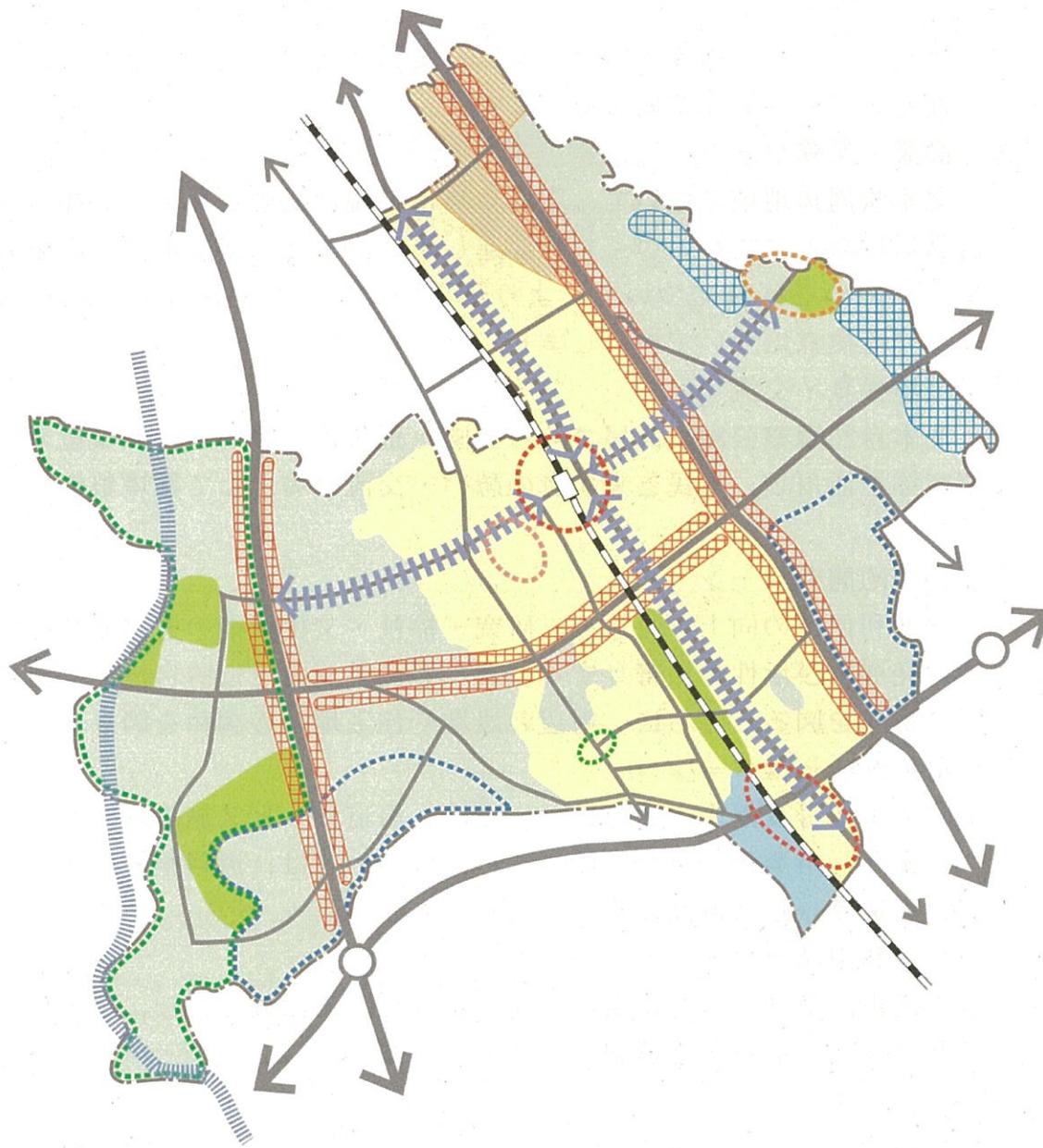
コ 行政・文化拠点

市役所、児童館及び文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

サ 健康・スポーツ拠点

体育センター及び北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

(3) 土地利用構想図



住宅エリア
工業エリア
農地エリア

商業・業務ゾーン
工業ゾーン
複合的開発ゾーン
環境保全・交流ゾーン
沿道サービスゾーン
土地利用誘導ゾーン

公園・緑地
行政・文化拠点
健康・スポーツ拠点

道路
都市軸

5 政策の大綱

(1) 政策1 子どもの成長を支えるまち

ア 基本方針

子どもの健やかな成長は、明るい未来につながります。子育てする人を支援するとともに、子どもたちが地域の中でのびのびと育つ環境を整えることにより、子どもたちの大きな成長を支えるまちをめざします。

イ 施策

1-1 子育て支援の充実

安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制を整備するとともに、各種支援制度により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供と、安全な環境の子ども居場所づくりを進めます。

1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、母体の健康管理に努めます。乳幼児の健やかな成長を促すため、健康診査や予防接種を実施するとともに、必要に応じて適切に医療が受けられるよう小児初期・二次救急医療体制を整えます。

1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取組

障がいのある児童が安心して自立した生活ができるよう、児童及び保護者への早期支援・相談体制の充実に努めます。子どもにとって家庭が安心・安全に育つことができる環境となるよう、要保護児童等への支援と児童虐待防止対策を実施します。

1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進

子どもが家庭で基本的な生活習慣を身に付けられるようにするとともに、保護者の学校活動への参加意識を高めます。地域住民の力を借りて子どもたちの学びや体験の場を確保し、地域と一体となった活動により青少年の健全育成に努めます。

1-5 学校教育の充実

これからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことができるよう、教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもたちへの適切な教育を行います。また、子どもたちの発達段階に応じた安全・安心で質の高い学校施設の整備に努めます。

(2) 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち

ア 基本方針

健康づくりや生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしの安心

を支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、誰もがいきいきと暮らせるまちをめざします。

イ 施策

2-1 地域福祉の推進

誰もが住み慣れた家庭や地域の中でその人らしい安心した生活を送るため、福祉に関わる人材や組織の育成、地域での声かけや見守り活動等による助け合いの仕組みづくりを進めるとともに、日常生活で困っていることを相談できる体制を整えます。また、結婚を希望する人への支援を行います。

2-2 保健・医療の充実

高齢化が進む中で、健康寿命を延ばし自立した健康な生活を送るため、健康づくり事業の拡充や疾病予防・早期発見により早期治療へつなげられる環境の整備を進めます。適切な医療を受けることができる環境を整えるため、「かかりつけ医」等を持つことなどの普及啓発活動に取り組みます。

2-3 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るため、高齢者の就労や地域活動、ボランティア活動等の社会参加の場を拡充するとともに、健康づくりの習慣化を促します。市民が助け合い、地域や行政が支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。

2-4 障がい者福祉の充実

障がい者が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業所の運営を支援するとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進します。就労を希望する障がい者が、働く場や機会を得られるよう、障がい者就労支援センターの運営に努めます。

2-5 社会保障制度の適正な運営

すべての市民が安心して生活できるようにするため、社会保障制度の充実や啓発に努めるとともに、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度では被保険者の適正な負担による安定した運営を図ります。また、生活困窮者が自立した生活を送れるよう、適切な支援を行います。

2-6 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて学習活動に取り組むため、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習施設の適切な管理を行います。また、若者や働き盛りの世代も参加しやすい環境づくりを進めます。

2-7 スポーツ活動の推進

市民がスポーツを通じて生きがいづくりや健康づくりをするため、多

様なスポーツやレクリエーションの機会を提供するとともに、体育施設の適切な管理を行います。

(3) 政策3 みんなが参加し育てるまち

ア 基本方針

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、市民みんなでまちを育てていくことをめざします。

イ 施策

3-1 市民参画と協働の充実

地域の現状を把握し、地域が求めるニーズに適切に対応していくため、市民との協働のまちづくりを進めます。また、市民参画を推進するため、市民関係団体等との連携を図り、若者から高齢者まで誰もが参画しやすい環境づくりに努めます。

3-2 暮らしを支える地域活動の支援

地域で安心して生活を送るため、地域活動団体の重要性を高め、自治会やコミュニティ活動の維持及び自立性の確保を支援するとともに、市民への地域活動参加の啓発に努めます。また、地域活動の拠点である集会所の整備や修繕等を支援します。

3-3 平和と人権の尊重

関係機関や団体等と連携し、平和や人権を守るための啓発活動や学習の機会等を充実することにより、市民の平和や人権意識の向上を図ります。男女が社会の対等な構成員として、性別に関係なくその個性と能力を発揮できるような地域社会の形成に努めます。

(4) 政策4 快適で安心・安全なまち

ア 基本方針

美しい自然を守りながら、住環境や都市基盤の整備・維持管理を推進するとともに、防犯・防災の取組を充実させ、快適で安心・安全に暮らせるまちをめざします。

イ 施策

4-1 豊かな住環境の整備

安全で安らげるまちとするため、公園や緑地の整備と適切な管理、良好な住環境の形成、環境負荷の少ない住宅建設を推進するとともに、空き家対策や多様な住宅ニーズに合わせた支援等に努めます。また、鉄道の利便性の向上や、交通弱者の移動手段としての市内公共交通の確保を図ります。

4-2 バランスのある土地利用の推進

首都圏中央連絡自動車道の埼玉県内区間の全線開通や上尾道路Ⅱ期区間の事業化、高速埼玉中央道路の計画による優位性を生かした土地利用を進めるとともに、農地の生産性を維持するため、優良農地の保全に努めます。また、北本駅周辺の商業・業務地の集積を図るとともに、南部地域での開発等を誘導し、交通・交流拠点について検討します。

4-3 環境にやさしいまちづくり

環境への負荷を軽減し、地球にやさしい生活を実現するため、エネルギーを大切に利用することや4Rの推進によるごみの減量を図るとともに、合併処理浄化槽の設置促進による水質汚濁の防止に努めます。また、新たなごみ処理施設の稼働をめざし、新たな広域処理体制の構築を進めます。

4-4 道路、上・下水道、河川の整備

安全で利便性の高い都市基盤をつくるため、都市計画道路や生活道路の整備と維持管理に努めるとともに、安全で安定した水の供給や公共下水道の整備と適切な管理により、清潔で快適な生活環境の確保に努めます。また、水路や河川の整備や適切な管理により、浸水対策を進めます。

4-5 防犯・交通・消費者対策の強化

安全・安心なまちづくりのために、犯罪を未然に防ぐ意識を高める活動や防犯施設の充実に努めます。交通事故が減少するよう、交通安全施設を整備するとともに、高齢者や子どもの交通安全教育を推進します。また、消費者教育や啓発に努めるとともに、トラブルに遭ったときの解決への支援体制の強化を図ります。

4-6 消防・防災の充実

安心で災害に強いまちとなるよう、災害時に適切な支援や情報提供を行うとともに、防災施設の充実と支援体制の整備に努めます。また、地域で適切な対応ができるようにするため、自主防災活動の促進や啓発に努め、消防団体制の充実を図ります。

(5) 政策5 活力あふれるまち

ア 基本方針

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、さまざまな地域資源を活用し、活力あるまちをめざします。

イ 施策

5-1 農業・商業・工業の振興

持続可能な農業経営に向けて、担い手の育成や6次産業化等による付加価値の高い農業の推進に努めます。関連団体と連携し、商店の魅力向

上や市内購買率の向上を図ります。創業可能な環境づくりを進め、事業者が安定的に経営できるよう支援するとともに、企業誘致を推進します。地域にあるさまざまな資源を活用して観光の振興に努め、市内経済の活性化につなげます。

5-2 文化財の活用・保護

貴重な文化財の調査・研究・保存を進めるとともに、魅力ある文化財を活用して地域の歴史や自然、文化を学ぶことができる環境を整備します。郷土芸能の後継者育成や伝承活動等への支援を通じ、郷土芸能の保存に努めます。

5-3 就労対策の充実

雇用の促進につながる環境づくりに努めるとともに、就労対策の各種サービスの充実を図ります。職住近接の状況を生み出し、若者や女性等の地域での就労を促進します。

(6) 政策6 健全で開かれたまち

ア 基本方針

市政の透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政の実現をめざすとともに、適正に事務を執行し、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営を推進します。

イ 施策

6-1 市民との情報共有

市政への市民参加の促進と行政の透明性の確保のため、ICTの新たな活用方法による情報公開を進めるとともに、広報紙やSNS等を活用した情報発信に努めます。幅広く市民から意見・要望等を聴き市政運営に生かすため、さまざまな手法により広聴活動の充実を図ります。

6-2 適正な事務の執行

行政事務の信頼を確保するため、庁内ネットワークのセキュリティ対策を実施し、行政情報を適切に管理します。公共サービスの効率化やコスト縮減が進む中で、適正で公正な契約事務の執行や適正な会計処理に努めます。また、公平・公正に選挙事務を執行するとともに、若年層の投票率の向上を図ります。

6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

効果的・効率的に事務事業を実施するため、行政評価を実施するとともに、公共施設等の適正な管理や財政計画の策定に取り組みます。また、ICTを活用した行政サービスの充実を図るとともに、税収の確保や質の高い窓口サービスの提供に努めます。地方自治体間の広域での連携により、効率的な行財政運営を進めます。

